

公益社団法人 日本オリエンティング協会  
役員候補者選考ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、公益社団法人日本オリエンティング協会（以下「本協会」という）の役員候補者選考規程（以下「選考規程」という）の第7条および第8条について補完するためのものである。

(役員)

第2条 本協会の役員は、定款第20条に定められる。

(役員任期)

第3条 本協会の役員任期、理事の連続在任年数、および役員就任時の年齢は、選考規程第3条に定められる。

(役員候補者選考委員会)

第4条 理事会は、役員改選を行う際、候補者選考のために選考規程第4条、第5条および第6条に定められる役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

(ノミネーションワーキンググループ)

第5条 理事会は、選考委員会の職務の補助を目的としてノミネーションワーキンググループ（以下「ノミネーションWG」という）を設置する。

- 2 ノミネーションWGは代表理事を中心に3名以上10名以内で構成される。
- 3 議長は代表理事とする。

(ブロック理事候補者)

第6条 選考規程第7条第1項(1)で定められる理事候補者（以下「ブロック理事候補者」という）は、選考規程第8条第1項で定められる地域ブロック協議会で協議の上選出されるものとする。またその候補者の数は選考規程第8条第2項に定められる。

- 2 ブロック理事候補者を2名以上選出する地域ブロック協議会は、候補者に女性を1名以上含めて選出するものとする。
- 3 ブロック理事候補者は、地域性や輪番制にこだわらず、本協会の運営について意欲や行動力や先見性を持つものが望ましい。また、各委員会の中心的役割を担えるものが望ましい。
- 4 ブロック理事候補者は、その地域内の正会員の共通事項に関し連絡調整をはかることができ、居住地などは問われない。
- 5 ブロック理事候補者を選出することが難しい地域ブロック協議会は、そのブロック理事候補者の選出をノミネーションWGに一任することができる。
- 6 ブロック理事候補者は、選考委員会に立候補届、および地域ブロック協議会で選出に関する協議が行われた旨を確認できる議事録または当該ブロックを構成する正会員から2通の推薦書を提出しなければならない。

(団体理事候補者)

第7条 選考規程第7条第1項(2)で定められる理事候補者（以下「団体理事候補者」という）は、当該正会員の団体間で協議の上1名以上選出されるものとする。

- 2 団体理事候補者を2名以上選出する場合は、候補者に女性を1名以上含めて選出するものとする。
- 3 団体理事候補者を当該正会員の団体間の協議で選出することが難しい場合は、その団体理事候補者の選出をノミネーションWGに一任することができる。
- 4 団体理事候補者は、選考委員会に立候補届、および当該正会員の団体間で選出に関する協議が行われた旨を確認できる議事録または当該正会員からの推薦書を提出しなければならない。

(学識理事候補者)

- 第8条 選考規程第7条第1項(3)で定められる理事候補者(以下「学識理事候補者」という)は、業務の円滑な運営をはかるために必要な資質を有する候補者としてノミネーションWGで協議し選出されるものとする。
- 2 学識理事候補者を2名以上選出する場合は、候補者に女性を1名以上含めて選出するものとする。
  - 3 学識理事候補者の数は、ブロック理事候補者および団体理事候補者の合計数を超えないことが望ましい。ただし、選考規程第7条第1項で定められるように、学識理事候補者が、ブロック理事候補者または団体理事候補者と役割を兼務する場合は、ブロック理事候補者または団体理事候補者として数えることとする。
  - 4 学識理事候補者は、選考委員会に立候補届、および正会員または本協会の理事経験者から2通の推薦書を提出しなければならない。

(補足)

- 第9条 選考規程およびこのガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

- 第10条 このガイドラインの改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 令和5年5月20日、制定